

<登録免許税法 別表第一 より>

登録免許税				
区分		課税標準	税率	備考
一	新規登録又は移転登録	航空機の重量(自重) 1トンにつき	30,000円	※1トン未満の端数切り捨て、自重が1トンに満たない場合は1トン1ポンド=0.4536トン計算 (例) 0.45t → 30,000円 3.98t → 90,000円
二	抵当権の設定の登録	債権金額又は極度金額	3/1000	※共同担保の場合は、一つの抵当権の設定とみなして計算する。
三	抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	1.5/1000	
四	根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	1.5/1000	
五	抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数1件につき	1,000円	
六	(イ) 抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	1.5/1000	
	(ロ) 抵当権以外の権利の信託の登録	航空機の重量(自重) 1トンにつき	30,000円	
七	(イ) 所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための仮登録	// 1トンにつき	15,000円	
	(ロ) その他の仮登録	航空機の機数 1機につき	2,000円	
八	変更登録	// 1機につき	6,000円	
九	付記、回復、更正の登録 (一～八までに掲げるものを除く)	// 1機につき	1,000円	※抵当権の債権金額又は極度金額の増額の登録の場合を除く。
十	登録の抹消	// 1機につき	1,000円	

- 課税標準の千円未満の端数は切り捨て、千円に満たないときは千円となります。
- 登録免許税の計算結果に百円未満の端数のあるときは、端数を切り捨てます。
- 登録免許税の計算結果が千円未満であるときは千円となります。
- 三万円以下の場合、申請書に収入印紙を貼り付ける方法によって納付することができます。
- 収入印紙の消印はしないでください。
- 三万円を超える場合は、金融機関等の窓口で納付し、その納付に係る領収証書(原本)を申請時に提出してください。
(納付書の税務署名は麴町(コウジマチ)税務署、税目は登録免許税としてください)

<航空法関係手数料令 より>

手数料		
航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は閲覧	1機(交付部数)につき	970円
航空機登録証明書の再交付	1機につき	550円

- 手数料は航空機登録原簿謄本(抄本)交付請求書又は航空機登録原簿閲覧請求書、航空機登録証明書再交付申請書に収入印紙を貼り付ける方法で納付してください。
- 収入印紙の消印はしないでください。